

令和6年第1回水戸市議会定例会議案

(追加)

水 戸 市

議 案

〔令和6年3月4日〕
〔第1回水戸市議会定例会〕

市議会議案第51号	常磐線内原駅南北自由通路整備工事委託協定の変更について	1
”	第52号 土地の取得の変更について(吉沢町・住吉町第2調整池用地)	3
”	第53号 包括外部監査契約の締結について	5
”	第54号 令和5年度水戸市一般会計補正予算(第10号)	7
”	第55号 令和5年度水戸市公設地方卸売市場事業会計補正予算(第2号)	17
”	第56号 令和5年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計補正予算(第1号)	19
”	第57号 令和5年度水戸市介護保険会計補正予算(第3号)	21
”	第58号 令和5年度水戸市水道事業会計補正予算(第2号)	23
”	第59号 令和5年度水戸市下水道事業会計補正予算(第2号)	25
報 告	第3号 専決処分について(水戸市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する 条例)	27
”	第4号 専決処分について(水戸市手数料条例の一部を改正する条例)	29
”	第5号 専決処分について(水戸市営住宅及び特定市営住宅条例の一部を改正する条 例)	31
”	第6号 専決処分について(水戸市監査委員条例の一部を改正する条例)	33
”	第7号 専決処分について(水戸市水道事業給水条例の一部を改正する条例)	35
”	第8号 専決処分について(水戸市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の 一部を改正する条例)	37
”	第9号 専決処分について(水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条 例)	39
”	第10号 専決処分について(水戸市建築基準条例の一部を改正する条例)	41
”	第11号 専決処分について(水戸市重症心身障害児及び重症心身障害者通園施設条例 及び水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例の一部を改正する条例)	43
”	第12号 専決処分について(水戸市精神障害者社会復帰施設条例等の一部を改正する 条例)	45
”	第13号 専決処分について(水戸市指定通所支援事業等基準条例の一部を改正する条 例)	47
”	第14号 専決処分について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)	49
”	第15号 専決処分について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)	51
”	第16号 専決処分について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)	53

常磐線内原駅南北自由通路整備工事委託協定の変更について

常磐線内原駅南北自由通路整備工事委託協定を次のように変更するものとする。

記

令和2年3月26日議決された市議会議案第64号常磐線内原駅南北自由通路整備工事委託協定の締結についての協定金額中「1,079,936,000円」を「1,079,925,524円」に改める。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖

(参考)

- 1 協定の相手方 水戸市三の丸1丁目4番47号
東日本旅客鉄道株式会社
執行役員水戸支社長 小川 一路
- 2 減 額 10,476円

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格15,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

土地の取得の変更について

吉沢町・住吉町第2 調整池用地の取得を次のよう に変更するものとする。

記

令和5 年12月19日議決された市議会議案第108号土地の取得についての

- 1 土地の表示中「ほか21筆」を「ほか23筆」に、「田、山林」を「田、山林、原野」に、「19,367.67平方メートル」を「21,207.33平方メートル」に改める。
- 2 取得価格中「95,288,928円」を「104,340,054円」に改める。
- 3 契約の相手方中「ほか11名」を「ほか12名」に改める。

令和6 年3 月4 日提出

水戸市長 高 橋 靖

(参考)

議会の議決に付すべき 契約及び財産の取得又は処分に関する 条例抜粋

(議会の議決に付すべき 財産の取得又は処分)

第3 条 法第96条第1 項第8 号の規定により 議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、
予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1 件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。) 又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

包括外部監査契約の締結について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定に基づき、包括外部監査契約を次のように締結するものとする。

記

- 1 契約の目的 包括外部監査及び当該監査の結果に関する報告
- 2 契約金額 12,000,000円を上限とする額
- 3 契約の相手方 住所 水戸市元吉田町767番地の2
氏名 加藤 溪
資格 公認会計士
- 4 契約の期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

令和6年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖

(参考)

地方自治法抜粋

(包括外部監査契約の締結)

第252条の36第1項 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

都道府県

政令で定める市

令和5年度水戸市一般会計補正予算(第10号)

令和5年度水戸市の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,495,186千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129,328,663千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の追加は、「第2表継続費補正1追加」による。

2 継続費の変更は、「第2表継続費補正2変更」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加は、「第4表地方債補正1追加」による。

2 地方債の変更は、「第4表地方債補正2変更」による。

(繰越明許費の補正)

第5条 繰越明許費の追加は、「第5表繰越明許費補正」による。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
12 地方交付税		千円 11,190,000	千円 594,818	千円 11,784,818
	1 地方交付税	11,190,000	594,818	11,784,818
16 国庫支出金		29,615,152	479,825	30,094,977
	2 国庫補助金	9,097,781	479,825	9,577,606
17 県支出金		8,990,539	8,000	8,998,539
	2 県補助金	2,522,731	8,000	2,530,731
19 寄附金		528,800	237,100	765,900
	1 寄附金	528,800	237,100	765,900
20 繰入金		3,740,665	260,657	3,480,008
	1 基金繰入金	3,716,665	260,657	3,456,008
23 市債		8,224,100	1,436,100	9,660,200
	1 市債	8,224,100	1,436,100	9,660,200
歳 入 合 計		126,833,477	2,495,186	129,328,663

歳 出

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
2 総務費		千円 12,610,334	千円 326,150	千円 12,936,484
	1 総務管理費	10,391,994	326,150	10,718,144
3 民生費		54,697,407	128,142	54,825,549
	1 社会福祉費	26,390,823	90,000	26,480,823
	2 児童福祉費	18,586,085	38,142	18,624,227
4 衛生費		12,357,522	61,594	12,419,116
	2 母子保健費	776,048	12,500	788,548
	4 清掃費	4,660,969	33,894	4,694,863
	5 上水道費	22,300	15,200	37,500
8 土木費		16,764,038	183,400	16,947,438
	2 道路橋りょう費	3,746,597	27,000	3,773,597
	4 都市計画費	10,798,979	156,400	10,955,379
9 消防費		3,930,645	17,000	3,913,645
	1 消防費	3,930,645	17,000	3,913,645
10 教育費		12,211,288	1,812,900	14,024,188
	2 小学校費	3,760,056	1,575,800	5,335,856
	6 保健体育費	2,597,518	237,100	2,834,618
歳 出 合 計		126,833,477	2,495,186	129,328,663

第2表 継続費補正

1 追加

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	2 小学校費	寿小学校長寿命化改良事業	千円 2,183,000	令和5年度	千円 652,000
				令和6年度	387,300
				令和7年度	1,058,000
				令和8年度	85,700

2 変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
4 衛生費	3 墓園斎場費	新斎場整備事業	千円 3,360,000	4	千円 279,300	千円 3,233,000	4	千円 279,300
				5	1,980,800		5	1,980,800
				6	1,099,900		6	972,900
8 土木費	2 道路橋りょう費	泉町1丁目国道50号上空通路整備事業	365,000	3	260,000	352,000	3	260,000
				4	69,000		4	69,000
				5	36,000		5	23,000
9 消防費	1 消防費	緑岡出張所改築事業	596,100	5	201,300	596,100	5	184,300
				6	372,000		6	402,800
				7	22,800		7	9,000
10 教育費	2 小学校費	石川小学校長寿命化改良事業	2,132,000	4	711,200	1,954,000	4	711,200
				5	247,300		5	1,136,100
				6	1,126,500		6	59,700
				7	47,000		7	47,000

第3表 債務負担行為補正

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
資源物収集運搬に係る債務負担	令和3年度から 令和9年度まで	千円 452,760	令和3年度から 令和9年度まで	千円 481,000
田野川河川改修関連道路整備に係る債務負担	令和3年度から 令和6年度まで	463,000	令和3年度から 令和9年度まで	575,000

第4表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
減収補てん	千円 323,100	普通貸借又は債券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内(据置期間を含む。)なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交通政策事業	千円 19,300	普通貸借又は債券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内(据置期間を含む。)なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。	千円 23,900	普通貸借又は債券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内(据置期間を含む。)なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。
斎場事業	669,700				699,700			
上水道事業	14,500				29,700			
道路橋りょう事業	1,073,300				1,108,800			
都市計画事業	1,650,900				1,749,800			
小学校事業	615,900				1,823,700			

第5表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	交通政策経費	千円 32,200
		基幹業務システム経費	8,000
		市民センター長寿命化改修事業費	117,700
		防犯灯経費	20,000
	市民会館運営経費	20,000	
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳経費	21,900
3 民生費	1 社会福祉費	障害者福祉経費	7,100
		高齢者福祉施設経費	42,600
	2 児童福祉費	子育て支援経費	29,142
		学童クラブ経費	9,000
4 衛生費	1 保健所費	新型コロナウイルス感染症対策経費	9,700
		新型コロナウイルスワクチン接種経費	12,500
	2 母子保健費	乳幼児健康診査相談経費	12,500
	4 清掃費	清掃事務所運営経費	72,944
		旧清掃工場及び周辺環境保全対策経費	10,000
		不法投棄防止経費	2,200
5 上水道費	水道事業会計繰出金	29,200	
6 農林水産業費	1 農業費	県単土地改良事業費	8,100
		森林公園管理経費	4,400
	2 林業費	林業管理経費	10,300
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路管理経費	14,200
		舗装道維持補修費	31,400
		橋りょう維持補修費	59,600
		道路新設改良事業費	357,800

款	項	事業名	金額
		側溝新設改良事業費	千円 90,200
		狭あい道路及び後退敷地整備事業費	187,200
		認定外道路整備事業費	3,400
		道路新設改良事業費(内原地区)	125,200
		交通安全施設整備事業費	47,400
		交通安全施設整備事業費(内原地区)	1,400
		橋りょう新設改良事業費	15,300
	3 河川費	河川事務費	2,200
		排水路整備事業費	210,900
	4 都市計画費	市街地整備推進事業費	1,300
		水戸駅前三の丸地区市街地再開発事業費	141,200
		内原駅周辺地区整備事業費	13,500
		国補街路整備事業費	494,500
		単市街路整備事業費	16,800
		都市下水路整備事業費	108,400
		都市下水路維持管理経費	1,300
		公園等管理経費	22,300
		国補公園建設事業費	475,000
		単市公園建設事業費	11,500
		千波湖浄化経費	3,100
	5 住宅費	住宅整備事業費	179,000
10 教育費	2 小学校費	小学校施設設備整備事業費	60,300
		寿小学校長寿命化改良事業費	94,300
		妻里小学校長寿命化改良事業費	29,100
		酒門小学校校舎増築事業費	17,100
	5 社会教育費	少年自然の家運営経費	200

款	項	事業名	金額
	6 保健体育費	体育施設整備事業費	<small>千円</small> 140,300

令和5年度水戸市公設地方卸売市場事業会計補正予算(第2号)

令和5年度水戸市の公設地方卸売市場事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「別表繰越明許費」による。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 卸売市場費	1 卸売市場費	施設整備事業費	<small>千円</small> 59,400

令和5年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計補正予算(第1号)

令和5年度水戸市の東前第二土地区画整理事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「別表繰越明許費」による。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 東前第二土地区 画整理事業費	1 東前第二土地区 画整理事業費	東前第二土地区画整理事業費	千円 46,000

令和5年度水戸市介護保険会計補正予算(第3号)

令和5年度水戸市の介護保険会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,292,397千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
8 繰越金		千円 493,474	千円 600,000	千円 1,093,474
	1 繰越金	493,474	600,000	1,093,474
歳 入 合 計		25,692,397	600,000	26,292,397

歳 出

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
4 基金積立金		千円 128	千円 600,000	千円 600,128
	1 基金積立金	128	600,000	600,128
歳 出 合 計		25,692,397	600,000	26,292,397

令和5年度水戸市水道事業会計補正予算(第2号)

第1条 令和5年度水戸市の水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
主要な建設改良事業	3,382,071千円	217,707千円	3,599,778千円

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「2,742,108千円」を「2,696,999千円」に、「消費税及び地方消費税資本的収支調整額280,206千円、減債積立金410,585千円、過年度分損益勘定留保資金1,437,765千円、当年度分損益勘定留保資金613,552千円」を「消費税及び地方消費税資本的収支調整額273,980千円、減債積立金410,585千円、過年度分損益勘定留保資金1,437,765千円、当年度分損益勘定留保資金574,669千円」に改め、同条中第1款資本的支出第3項を第4項とし、第2項の次に「第3項 国庫補助金返還金」を加え、資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	2,166,255千円	267,380千円	2,433,635千円
第1項 企業債	1,943,300千円	170,600千円	2,113,900千円
第2項 一般会計出資金	14,500千円	15,200千円	29,700千円
第3項 国庫補助金	69,317千円	81,580千円	150,897千円
	支	出	
第1款 資本的支出	4,908,363千円	222,271千円	5,130,634千円
第1項 建設改良費	3,382,071千円	217,707千円	3,599,778千円
第3項 国庫補助金返還金	0千円	4,564千円	4,564千円

第4条 継続費を次のとおり補正する。

款	項	事業名	補正前			補正後				
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額		
1 資本的支出	1 建設改良費	開江浄水場薬品注入施設取替工事	千円	令和4年度	千円	千円	令和4年度	千円		
			660,000	231,000	令和5年度		198,000	600,600	令和5年度	198,000
				231,000	令和6年度		231,000		令和6年度	171,600
		楮川浄水場薬品注入設備設置工事	341,000	令和4年度	170,500	304,700	令和4年度	170,500		
				令和5年度	170,500		令和5年度	134,200		

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	枝内取水場導水施設整備事業	千円	令和5年度	千円 562,000	千円 1,019,000	令和5年度	千円 490,000
			1,091,000	令和6年度	386,000		令和6年度	386,000
				令和7年度	143,000		令和7年度	143,000

第5条 予算第6条を次のとおり補正する。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	千円 1,943,300	普通貸借又は債券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。	千円 2,113,900	普通貸借又は債券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖

令和5年度水戸市下水道事業会計補正予算(第2号)

第1条 令和5年度水戸市の下水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
建設改良費	4,626,547千円	324,500千円	4,302,047千円

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「4,023,012千円」を「4,022,962千円」に、「消費税及び地方消費税資本的収支調整額158,572千円,引継金27,664千円,減債積立金273,652千円,過年度分損益勘定留保資金24,625千円及び当年度分損益勘定留保資金3,538,499千円」を「消費税及び地方消費税資本的収支調整額158,572千円,引継金27,664千円,減債積立金273,652千円,過年度分損益勘定留保資金24,625千円及び当年度分損益勘定留保資金3,538,449千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	6,502,281千円	324,450千円	6,177,831千円
第1項 企業債	3,118,500千円	162,200千円	2,956,300千円
第3項 国庫補助金	1,476,500千円	162,250千円	1,314,250千円
支 出			
第1款 資本的支出	10,525,293千円	324,500千円	10,200,793千円
第1項 建設改良費	4,626,547千円	324,500千円	4,302,047千円

第4条 継続費を次のとおり補正する。

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
1	資本的支出	1 建設改良費 (変更前) 遠方監視・水戸市浄化センター第2沈砂池等改築事業 (変更後) 遠方監視設備改築事業	千円 1,159,000	令和5年度	579,500	千円 510,000	令和5年度	255,000
				令和6年度	579,500		令和6年度	255,000

令和6年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第3号

専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、水戸市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖

別 紙

水戸市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

水戸市空家等対策の推進に関する条例(平成31年水戸市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第7条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

付 則

この条例は、令和5年12月13日から施行する。

上記については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により処分するものである。

令和5年12月11日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第4号

専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、水戸市手数料条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖

別 紙

水戸市手数料条例の一部を改正する条例

水戸市手数料条例(平成4年水戸市条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表178, 180及び181の部中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め, 同表182の部中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に, 「基づく建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「基づく建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に, 「なる建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「なる建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め, 同表183の部から185の部までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

付 則

この条例は, 令和6年4月1日から施行する。

上記については, 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により処分するものである。

令和6年1月5日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第5号

専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、水戸市営住宅及び特定市営住宅条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖

別 紙

水戸市営住宅及び特定市営住宅条例の一部を改正する条例

水戸市営住宅及び特定市営住宅条例(平成9年水戸市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第5号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を、「おいて」の次に「これらの規定を」を加える。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

上記については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により処分するものである。

令和6年1月24日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第6号

専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、水戸市監査委員条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖

別 紙

水戸市監査委員条例の一部を改正する条例

水戸市監査委員条例(昭和39年水戸市条例第2号)の一部を次のように改正する。
第5条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

上記については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により処分するものである。

令和6年1月26日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第7号

専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、水戸市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖

別 紙

水戸市水道事業給水条例の一部を改正する条例

水戸市水道事業給水条例(昭和36年水戸市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項, 第31条第2項ただし書及び第35条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

付 則

この条例は, 令和6年4月1日から施行する。

上記については, 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により処分するものである。

令和6年1月29日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第8号

専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、水戸市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖

別 紙

水戸市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

水戸市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年水戸市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

上記については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により処分するものである。

令和6年1月29日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第9号

専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖

別 紙

水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

水戸市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年水戸市条例第33号)の一部を次のように改正する。
第5条第1項第2号中「第1条の2第1号」を「第2条第1号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により処分するものである。

令和6年1月31日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第10号

専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、水戸市建築基準条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖

別 紙

水戸市建築基準条例の一部を改正する条例

水戸市建築基準条例(平成12年水戸市条例第7号)の一部を次のように改正する。
第60条の4第3項第2号中「第137条の14第3号ロ」を「第126条の2第2項第1号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により処分するものである。

令和6年2月7日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、水戸市重症心身障害児及び重症心身障害者通園施設条例及び水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖

別 紙

水戸市重症心身障害児及び重症心身障害者通園施設条例及び水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例の一部を改正する条例

(水戸市重症心身障害児及び重症心身障害者通園施設条例の一部改正)

第1条 水戸市重症心身障害児及び重症心身障害者通園施設条例(平成17年水戸市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に、「同条第4項」を「同条第3項」に改める。

(水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例の一部改正)

第2条 水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例(令和2年水戸市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第56条第8項中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

上記については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により処分するものである。

令和6年2月9日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第12号

専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、水戸市精神障害者社会復帰施設条例等の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖

別 紙

水戸市精神障害者社会復帰施設条例等の一部を改正する条例

(水戸市精神障害者社会復帰施設条例の一部改正)

第1 条 水戸市精神障害者社会復帰施設条例(平成17年水戸市条例第47号) の一部を次のように改正する。

第4 条第1 号ウ中「第5 条第13項」を「第5 条第14項」に改め、同号エ中「第5 条第14項」を「第5 条第15項」に改め、同条第2 号ア中「第5 条第18項」を「第5 条第19項」に改める。

(水戸市総合福祉作業施設条例の一部改正)

第2 条 水戸市総合福祉作業施設条例(平成17年水戸市条例第49号) の一部を次のように改正する。

第4 条第1 号ア中「第5 条第13項」を「第5 条第14項」に改め、同号イ中「第5 条第14項」を「第5 条第15項」に改める。

(水戸市指定通所支援事業等基準条例の一部改正)

第3 条 水戸市指定通所支援事業等基準条例(令和2 年水戸市条例第9 号) の一部を次のように改正する。

第51条第1 項中「第5 条第18項」を「第5 条第19項」に改める。

付 則

この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4 年法律第104号) 附則第1 条第4 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

上記については、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第180条第1 項の規定により 処分するものである。

令和6 年2 月9 日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、水戸市指定通所支援事業等基準条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖

別 紙

水戸市指定通所支援事業等基準条例の一部を改正する条例

水戸市指定通所支援事業等基準条例(令和2年水戸市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第3号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に、「附則第3条第1項」を「附則第10条第1項」に改める。

第7条第2項第3号及び第80条第2項第3号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により処分するものである。

令和6年2月9日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第14号

専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、水戸市平須町235番40地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖

専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、水戸市元吉田町1840番6地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖

専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、水戸市役所本庁舎駐車場で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市役所本庁舎駐車場で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事故発生日時	令和5年12月11日 午後3時40分頃
事故発生場所	水戸市中央1丁目4番1号 水戸市役所本庁舎駐車場
和解の相手方	████████████████████ ████████████████████
事故の概要	選挙管理委員会事務局職員 ████████ は、上記場所において、資器材を台車に積んだ際、当該資器材が倒れ、相手方の車両に接触した。 この結果、相手方の車両が損傷したものである。
和解の条件	市は、██████ に対し、損害賠償金として382,668円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和6年2月19日処分

水戸市長 高橋 靖